

多賀城市災害情報一斉配信システム  
構築業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領

令和4年2月

多賀城市

## 多賀城市災害情報一斉配信システム構築業務委託に係る 公募型プロポーザル実施要領

### 1 業務の目的

本業務は、電子メール、SNS等へ災害情報を一斉に配信するシステム及び音声や画像等により、災害情報を配信する専用防災アプリの構築を行うことで、災害発生時に、防災・減災行動へといち早く結びつけることを目指し、市民に正確な情報を迅速に届けることを目的とする。

### 2 業務の概要

#### (1) 委託業務名

多賀城市災害情報一斉配信システム構築業務委託

#### (2) 委託業務内容

別紙「多賀城市災害情報一斉配信システム構築業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

#### (3) 委託期間

契約締結日の翌日から令和4年7月31日（日）まで

#### (4) 提案上限額

5,445,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

※ 委託契約の額は、多賀城市の予算の範囲内において、仕様書における業務内容に基づき契約交渉の相手方が算定した額（見積額）とする。

### 3 参加資格要件

参加資格を有するものは、入札期日において次に掲げる全ての要件を満たすものとする。

(1) 令和3・4年度多賀城市一般競争入札参加資格登録業者として登録されているものであること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないものであること。

(3) 本プロポーザルへの申込時点で、多賀城市有資格業者に対する指名停止措置基準（令和3年多賀城市告示第47号の6）に定める指名停止及び指名回避の措置を受けていないこと。

(4) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律225号）に基づく再生手続の申立てをしていないこと。

(5) ISO/IEC 27001（JIS Q 27001）認証を取得していること。

- (6) プライバシーマーク付与認定を取得していること。
- (7) 地方自治体において、平成28年4月1日以降に同様の業務を実施し、完了した実績を有すること。

#### 4 実施手順

本プロポーザルは、参加申込書類による参加資格要件の審査、企画提案書等に基づく選定委員会（プレゼンテーション及びヒアリング）による審査により、優先契約候補者1者を選定する。

なお、参加申込が5社を超える場合、企画提案書等に基づく書類審査（一次審査）を実施する場合がある。

公募から委託事業者決定までの実施手順（概要）は、次のとおり

内容	期間等
実施要領の公表	令和4年2月 4日（金）多賀城市ホームページに掲載
参加申込期限	令和4年2月16日（水）午後3時まで
質問書の提出期限	令和4年2月16日（水）午後3時まで
参加資格審査結果の通知	令和4年2月22日（火）までに通知
質問への回答	令和4年2月22日（火）までに多賀城市ホームページに掲載
企画提案書等提出期限	令和4年3月 8日（火）午後3時まで
審査（選定委員会）	令和4年3月16日（水）（詳細は別途通知）
審査結果の通知	令和4年3月24日（木）までに通知
契約締結	令和4年3月下旬予定

#### 5 申込手続

##### (1) 受付期間

令和4年2月4日（金）から同月16日（水）まで（土・日・祝日を除く。）

##### (2) 受付時間

午前9時から午後5時まで

ただし、受付期間最終日の令和4年2月16日（水）は午後3時まで

##### (3) 提出書類

- ア 申込書兼誓約書（様式1） 1部
- イ 業務実績調書（様式2） 1部
- ウ 参考資料 1部
- エ ISO/IEC 27001（JIS Q 27001）認証の写し 1部
- オ プライバシーマーク付与認定の写し 1部

※ 参考資料は「業務実績調書（様式2）」に実績として記載した業務の契約書の写し及び参考資料

(4) 受付先

「12 問合せ先」に記載のとおり

(5) 申込方法

上記(4)に直接又は郵送（期限内必着）で提出すること（電話、FAX、E-mail等による受付は行わない。）。

6 質問の受付及び回答

(1) 受付期間

令和4年2月4日（金）から同月16日（水）まで

ただし、受付期間最終日の令和4年2月16日（水）は午後3時まで

(2) 受付先

「12 問合せ先」に記載のとおり

(3) 受付方法

質問書（様式3）に質問内容を記載の上、E-mailにより提出すること。

(4) その他

質問に対する回答は、質問があった場合のみ、令和4年2月22日（火）までに多賀城市ホームページに掲載する。

7 企画提案書等の受付

(1) 受付期間

令和4年2月24日（木）から3月8日（火）まで（土・日を除く。）

(2) 受付時間

午前9時から午後5時まで

ただし、受付期間最終日の令和4年3月8日（火）は午後3時まで

(3) 提出書類

ア 企画提案書表紙（様式4）	正本1部、副本10部
イ 企画提案書（様式自由）	正本1部、副本10部
ウ 実施体制調書（様式5）	正本1部、副本10部
エ 参考見積書（様式6）	正本1部、副本10部
オ 参考業務費内訳書（様式自由）	正本1部、副本10部
カ システム使用料及び保守費用の見積書（様式自由）	正本1部、副本10部
キ その他参考資料	正本1部、副本10部

※ 企画提案書については、別紙「多賀城市災害情報一斉配信システム構築業務委託企画提案書作成要領」を基に作成すること。

※ 上記カについては、当該システムの使用料及び保守管理費用（年額）を提示すること。

(4) 受付先

「12 問合せ先」に記載のとおり

(5) 受付方法

上記(4)に直接又は郵送（期限内必着）で提出すること（電話、FAX、E-mail 等による受付は行わない。）。

(6) その他

ア 上記(3)オには、(3)エの内訳を記載すること。

イ 書類一式をファイリングして提出すること。

8 申込み及び企画提案の無効

(1) 3に定める参加資格要件を満たさないものが提出した提案は、無効とする。

(2) 申込みに必要な書類等が次のいずれかに該当する場合は、無効とする。

ア 提出期限、提出場所、提出方法等に適合しないもの

イ 企画提案書の内容が、当該実施要領に定める要件に適合しないもの

ウ 記載又は押印すべき事項について、記載又は押印がないもの

エ 記載すべき事項以外の事項が記載されているもの（自由提案を除く。）

オ 虚偽の内容が記載されているもの

(3) 審査の透明性・公平性を害する行為があったものが提出した提案は、無効とする。

(4) 前3号に定めるもののほか、提案に当たり著しく信義に反する行為があったものが提出した提案は、無効とする。

9 審査

(1) 参加資格要件の審査及び結果の通知

参加申込書類により、本プロポーザルへの参加資格の有無を審査する。

参加資格要件の審査結果は、令和4年2月22日（火）までに応募者全員に本人の結果のみを書面で通知する。

(2) 選定委員会

次のとおり選定委員会を開催し、優先契約候補者1者を選定する。

ア 日時及び会場

令和4年3月16日（水）

多賀城市役所3階 第2委員会室【予定】（詳細は別途通知）

プレゼンテーション等の順番は、本市で決定するものとする。

イ 出席者

提案者1者につき、本委託業務の主な担当者等を含め3名以内とする。

ウ 選定委員会の内容

(ア) 時間

提案者1者につきプレゼンテーションは20分以内、ヒアリングは10分程度を目安とする。

(イ) 内容

選定委員会の内容は、次のとおりとする。

なお、詳細については、参加者宛て別途通知する。

- ・企画提案書等に基づくプレゼンテーション
- ・ヒアリング（質疑応答）

エ 準備物

プロジェクター、スクリーン、電源コンセントは市で用意することとし、プレゼンテーションに必要なパソコンその他物品等は提案者が用意することとする。

なお、パソコンとプロジェクターの接続規格は、HDMIで接続するので、それに適合するパソコン等を用意すること。

オ 審査の方法

選定委員会の各委員が評価を行い、所定の基準を超える企画提案について委員全員の点数総計の高い順に順位を付け、1位の提案者を優先契約候補者として選定する。ただし、点数総計が同点の場合は、選定委員の合議により順位を決定する。

カ 審査結果の通知

審査の結果については、令和4年3月24日（木）までに選定委員会に参加した者全員に本人の順位のみを書面で通知する。

(4) その他

審査の結果、ふさわしい企画提案がない場合は、該当者なしとする場合があり、再度選定の機会を設ける場合がある。

10 契約及び協議

市は、審査の結果を基に優先契約候補者と業務内容、契約金額等について協議し、協議が整ったときは、多賀城市契約規則（平成8年多賀城市規則第16号）に基づき速やかに契約を行うものとする。

なお、協議が整わない場合は、審査結果の上位者から順に同様の協議を行うものとする。

11 その他

- (1) 企画提案書の作成及び提出に係る費用は、申込者の負担とする。
- (2) 提出された書類の返却は、行わないものとする。

- (3) 提出期限後の書類の追加、差替え及び再提出は認めないものとする。
- (4) 選定結果に対する問合せ及び審査結果に対する異議申立ての受付は、一切行わないものとする。
- (5) 提出された書類は、多賀城市情報公開条例（平成10年多賀城市条例第22号）に規定する非開示事由を除き公開の対象となるものとする。

## 12 問合せ先

〒985-8531

宮城県多賀城市中央二丁目1番1号 多賀城市役所2階

多賀城市総務部交通防災課消防防災係

電話 022-368-1141（内線273、274、275）

FAX 022-368-1360

E-mail bosai@city.tagajo.miyagi.jp